

協議第 27 号

広報広聴関係事業（協定項目 22 - 4）について

広報広聴関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22 - 4 広報広聴関係事業		整理番号		事務事業名	
調整方針案	広報広聴関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 広報については、合併時に再編する。 2. 町村勢要覧の発行については、合併後に再編する。					
項目	現 況				調整内容	
1. 広報 (広報紙発行)	東 村	吾 妻 町			【調整の区分】 合併時に新町において再編。 【具体的な調整方針案】 毎月、発行が必要なものであるが、印刷業者・発行日・編集方法が統一されていないため、合併時に新たに再編する。 【調整方針の理由】 合併時に発行しなければならないので、早い時期から印刷業者の選定や発行日の決定、編集の仕方などを検討する必要があると考える。	
	村政への理解と参画意識の醸成を図るため、行政情報を分かりやすく、迅速かつ正確に村民に提供する。 [内容] ・広報紙名 広報あづま ・発行 毎月20日1回 ・作成部数 1000部 ・行政区の役員を通して世帯に配布 ・「ふるさと通信」として他町村在住の希望者に年間1,200円で郵送	町政への理解と参画意識の醸成を図るため、行政情報を分かりやすく、迅速かつ正確に村民に提供する。 [内容] ・広報紙名 広報あがつま 広報お知らせ版 5日号 広報お知らせ版 20日号 ・発行 毎月5日発行 毎月5日発行 毎月20日発行 ・発行部数 5,200部 5,000部 ・行政区の区長・班長を通じて毎戸に配布。 その他、他市町村に在住している吾妻町出身者などの希望者に有料で郵送				

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
2 . 町村勢要覧の発行	<p>村政の内容を、村内外へ広く情報発信する [内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村勢要覧名 東村勢要覧（平成 1 2 年度発行） ・ 発 行 定期（ 5 年毎） ・ 作成部数 1500部 ・ 成果品は、各戸配布。視察時などの資料として配付する。 	<p>町政の内容を、町内外へ広く情報発信する [内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町勢要覧名 吾妻町勢要覧（平成 1 5 年発行） ・ 発 行 不定期 ・ 作成部数 10,000部 ・ 成果品は、各戸配布。視察時などの資料として配付する。 	<p>【調整の区分】 合併後に新町において再編。</p> <p>【具体的な調整方針案】 新町の概要を記した町勢要覧を早期に発行するため、合併後一年以内に企画・デザインを行い、一年後には新しいものを発行する。</p> <p>【調整方針の理由】 町勢要覧では総合計画や政策等多くの行政施策の盛り込みを要するが、合併後、新町の概要を記したものが早期に必要となるため、一年後には新しい要覧を発行しなければならない。</p>